

# 地縁組織による末端用排水路の維持管理実態

－新潟県平坦地域を事例として－

Maintenance of Irrigation Canal by Local Community

○ 芦田 敏文、 八木 洋憲、 國光 洋二

ASHIDA Toshifumi, YAGI Hironori and KUNIMITSU Yoji

## 1. はじめに

戦後の産業構造の変化は、政府サイドが意図した通りのスピードではなかったものの、今まで農地流動化の進展を徐々にもたらし、数は少ないものの政策的期待に合致するような大規模経営体が形成しつつある。ところが、上記のような構造変化は別の視点からみれば、農村における農業就業人口の減少ならびに農村構成員の同質性喪失を結果している。そこで、農村構造の変化を踏まえた農地・農業水利施設等の農村地域資源の保全施策の構築が重要な政策課題とされているところである。

本報告では、平坦地域で農地流動化が進展している新潟県のS土地改良区管内を事例地域とし、集落等の地縁組織による末端用排水路の維持管理実態を明らかにする。

## 2. 調査方法

2003年10月に、S土地改良区職員ならびに地区担当理事7名、大規模農家6名（経営耕地規模8ha～30haプラス作業受託、地区担当理事と重複あり）を対象として、農業用排水路の維持管理実態に関する聞き取り調査を実施した。

## 3. S土地改良区管内における維持管理体制

S土地改良区の維持管理体制は、まず(1)本区経費による共通管理部分、(2)各地区（合併前の旧土地改良区域をベースに管内に11地区設定）経費による管理部分に2区分される。各地区管理部分における維持管理体制は、地区毎に異なっており、地区の下位の維持管理主体が組合員個人になっている地区もあれば、地区と組合員個人の間に農家組合等の集落組織による維持管理主体がさらに存在する地区もある（重層的農民水利組織<sup>[1]</sup>）。

維持管理の経費として、各組合員は、S土地改良区本区の経常賦課金（4,500円／10a）のほかに、地区別（プラス地区内の一部地区）に課される経常賦課金（100～4,200円／10a）を負担している。これらとは別に、地区と個人の間に農家組合等の地縁組織による維持管理主体が存在する場合は、構成員はその組織活動費用（農家組合費等）を負担している。

## 4. 調査集落における末端用排水路の維持管理実態

1) 調査集落における末端用排水路の維持管理体制 10調査集落中、用排水路の維持管理作業（浚渫作業）に関して、(1)集落組織による共同作業を実施するのが4集落（うち1集落は隣集落との共同作業）、(2)共同作業ではなく個別作業だが集落で作業日を決めて同日実施するのが2集落、(3)集落内で出役者を募って共同作業を実施するのが1集落、(4)集落組織による維持管理作業を基本的に実施しないのが3集落である。

2) 出役者 原則として、農家組合の構成員（多くは地権者も含む）に出役を課している集落が多い。なお、出役を任意としている集落もある。

**3) 出役手当と出不足金** 集落組織で何らかの用排水路の維持管理作業を実施する7集落(A~G)のうち、大半の集落(6集落)では出役者に手当(浚渫作業で4,000~10,000円/日)を支給する。支給される手当は農地所有面積に対して課せられる農家組合費等を原資とするので、農地所有者が作業実施者に対して維持管理費を支払う関係になる。出不足金の徴収は、いずれの調査集落においても基本的に実施していない。出役任務を金銭評価して農地所有者に負担させ、作業担当者に支給することで、地縁組織が実施する維持管理作業の出役者は現在のところ確保されている。

**4) 基盤整備と維持管理の関係** 集落組織において用排水路の維持管理作業を実施しない3集落(H~J)は、いずれも基盤整備実施済で末端用水路がパイプライン灌漑方式であるところに共通点があった。ファーム・pondに至る用水路部分は本区管理であり、集落レベルで用水路の維持管理作業を実施する必要はない。一方、基盤整備未実施で末端用排水路が開水路の集落(A~C)においては、いずれも共同作業を実施している。

### 5) 大規模農家における維持管理負担

ほとんどの調査大規模農家は、複数の集落に耕作ほ場を持つ。しかし、S土地改良区管内においては、出作集落で実施する用排水路維持管理にかかる共同作業への出役は原則として要求されない。また、土地改良区が徴収する経常賦課金や集落組織が徴収する維持管理費用は農地所有者が負担し、借地の場合、費用負担を必要とされないケースが一般的である。したがって借地によるS土地改良区内の規模拡大であれば、出作集落における用排水路維持管理の共同作業への出役負担、費用の金銭負担は生じない。しかし、ほ場に接する最末端部分の用排水路の浚渫・草刈り作業についてはほ場の耕作者が個人で管理することに取り決めている集落が多い。したがって、当該部分についての大規模農家の維持管理負担は、規模拡大とともに増大する。

### 5. おわりに

調査地域における基盤整備の進展は、地縁組織が実施する末端用排水路の維持管理作業量を減少させている。さらに維持管理に係る共同作業の出役負担・費用の金銭負担は、地権者を含む地縁組織により担われていることから、大規模農家への維持管理負担の集中が緩和されている実態が明らかになった。ただし、大規模農家における最末端部分の用排水路の維持管理負担については、規模拡大とともに増大することに留意が必要である。

Table.1 調査集落の用排水路維持管理(浚渫作業)  
Maintenance of Irrigation Canal by Sample Local Community

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
維持管理	1	1	1	1'	2'	2	3	4'	4	4
出役手当	○	○	○	○	○	×	○	※	—	—
基盤整備	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○

資料:聞き取り調査

注:1) 維持管理欄の数字は本文中の(1)~(4)に対応。D・E集落は、集落内の未整備地区のみ共同作業を実施。

2) H集落では「地区」役員が出役して共同作業を実施しており、役員に出役手当が支払われている。

3) 基盤整備欄の○は実施、△は一部実施、×は未実施。なお、基盤整備実施=パイプライン灌漑方式である。

出役手当を金銭評価して農地所有者に負担させ、作業担当者に支給することで、地縁組織が実施する維持管理作業の出役者は現在のところ確保されている。

Table. 2 調査大規模農家の耕作ほ場の分散状況

農家No.	1	2	3	4	5	6
所在集落 (table.1)	B	E	F	H	I	J
経営耕地面積 [ha]	8	18	39	13	20	26
耕作ほ場所在集落数	5	1	4	4	3	6
うち地区外	3	※	0	0	2	5
うちS土地改良区管外	1	※	0	0	2	0

資料:聞き取り調査

注:1) E集落内にはS土地改良区管外の農地がある。No. 2農家は、管内・管外両方の農地を耕作している。

2) 作業受託のほ場はカウントしていない。

一般的である。したがって借地によるS土地改良区内の規模拡大であれば、出作集落における用排水路維持管理の共同作業への出役負担、費用の金銭負担は生じない。しかし、ほ場に接する最末端部分の用排水路の浚渫・草刈り作業についてはほ場の耕作者が個人で管理することに取り決めている集落が多い。したがって、当該部分についての大規模農家の維持管理負担は、規模拡大とともに増大する。

[1] 岩田・岡本(2000):「日本の重層的農民水利組織の構造と機能」、農村計画論文集2.